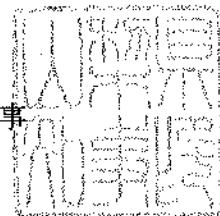


食花第 730 号  
令和 5 年 7 月 3 日

神奈川県内水面漁場管理委員会 長 殿

山 梨 県 知 事



山梨県における漁業権の免許の内容等について（諮問）

このことについて、別添のとおり策定しましたので、漁業法第 67 条第 2 項  
で準用する第 64 条第 4 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。



# 漁 場 計 画 案

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、共同漁業の免許の内容となるべき事項等を次のように定める。

- 一 漁業権の公示番号、免許の内容となるべき事項及び関係地区  
別表のとおり
- 二 免許予定日  
令和六年一月一日
- 三 免許申請期間  
令和五年九月十九日から同年十月三十日まで
- 四 存続期間  
令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで
- 五 制限又は条件  
なし

2

別表 漁業権の公示番号、免許の内容となるべき事項及び関係地区

漁業権の公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区
内共第十八号	第五種共同漁業	あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業、うなぎ漁業及びうぐい漁業	一月一日から十二月三十一日まで	南都留郡道志村及び神奈川県相模原市緑区の各地先	基点一号（山梨県と神奈川県との境界と道志川左岸との交点（最下流の地点））と基点二号（基点一号から百三十四度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線と基点三号（山梨県と神奈川県との境界と道志川右岸との交点（最上流の地点））と基点四号（基点三号から二百九十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線との間の道志川の本流	南都留郡道志村及び神奈川県相模原市緑区



## 漁場図(内共第十八号)

基点一号(山梨県と神奈川県との境界と道志川左岸との交点(最下流の地点))と基点二号(基点一号から百三十四度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線と基点三号(山梨県と神奈川県との境界と道志川右岸との交点(最上流の地点))と基点四号(基点三号から二百九十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線との間の道志川の本流



※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子国土基本図(地図情報)を複製したものである。  
(承認番号 平25情複 第130号)